

立川市安全で快適な生活環境を確保するための喫煙制限条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 5 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）及び東京都受動喫煙防止条例（平成 30 年東京都条例第 75 号）の公布による。

立川市安全で快適な生活環境を確保するための喫煙制限条例の一部を改正する条例

第1条 立川市安全で快適な生活環境を確保するための喫煙制限条例（平成19年立川市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(歩行喫煙等の制限)	(歩行喫煙等の制限)
第5条 ……略……	第5条 ……略……
2 ……略……	2 ……略……
3 <u>前項の規定にかかわらず、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の5第1項及び東京都受動喫煙防止条例（平成30年東京都条例第75号）第8条第1項に規定する喫煙禁止場所においては、正当な理由がなくて、路上喫煙をしてはならない。</u>	

第2条 立川市安全で快適な生活環境を確保するための喫煙制限条例の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(歩行喫煙等の制限)	(歩行喫煙等の制限)
第5条 ……略……	第5条 ……略……
2 ……略……	2 ……略……
3 <u>前項の規定にかかわらず、健康増進法（平成14年法律第103号）第29条第1項及び東京都受動喫煙防止条例（平成30年東京都条例第75号）第8条第1項に規定する喫煙禁止場所においては、正当な理由がなく、路上喫煙をしてはならない。</u>	3 前項の規定にかかわらず、健康増進法（平成14年法律第103号） <u>第25条の5第1項</u> 及び東京都受動喫煙防止条例（平成30年東京都条例第75号）第8条第1項に規定する喫煙禁止場所においては、正当な理由がなく、路上喫煙をしてはならない。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。